

# ICT活用による雇用創出に向けた地域連携プロジェクト業務委託 基本仕様書

## 1 業務名

ICT活用による雇用創出に向けた地域連携プロジェクト業務委託

## 2 目的

甲佐町の人口は 2020 年の国勢調査では 10,132 人と、2015 年と比較して 5 年間で 585 人減少しており、65 歳以上の老年人口は 3,867 人(2015 年国勢調査)から 120 人増の 3,987 人(2020 年国勢調査)と、人口減少と高齢化が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の最新将来人口推計(2023 年推計)によると、2040 年には 8,065 人と 20.4% の減少が見込まれている。人口減少の進行は、空き家増加、地域行事の衰退、高齢者の孤立リスク等により地域コミュニティが希薄となり、高齢化の進行については医療・介護需要の増大と担い手不足の深刻化、買い物や公共交通といった日常生活に不可欠なサービスの維持が困難となって、地域全体の減退が危惧される。

また、生産年齢人口は、5,523 人(2015 年国勢調査)から 4,868 人(2020 年国勢調査)と 655 人減少し、全体の人口に占める生産年齢人口の割合は 48.0%と全国(59.4%)や熊本県(56.3%)と比較しても低くなっている。就業者数も 5,219 人(2015 年国勢調査)から 5,073 人(2020 年国勢調査)と減少傾向にある。特に第 1 次産業と第 2 次産業の減少が顕著で、第 3 次産業への転換が進んでいるが、2010 年をピークに第 3 次産業の就業者数も減少に転じており、年代で見ると 20 代から 40 代の減少が顕著である。

そこで、人口減少を抑え、安心安全で住みやすい町による強い経済を構築するため、ICT を活用して若い世代や女性を対象とした雇用創出を地域全体で進める。

さらに、中山間地域において課題となっている「デジタルデバイド」を新規雇用事業のターゲットとすることで、若い世代や女性の「デジタルを活用した高付加価値の仕事」を創出すると同時に、新たな地域の魅力を掘り起こし、地域内で産官学の連携強化を図り、地域の課題解決を目指す。

本事業では、若い世代や女性の地域内での雇用を創出するとともに、デジタル通信を活用した高齢者等の見守りを行うことで、高齢者等の見守りの強化と町内のデジタルデバイド解消の推進を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月 10 日(水)まで

## 4 実施場所

甲佐町内

## 5 対象者

甲佐町内在住の被支援者(高齢者等)、支援者(見守り支援員(※)及び民生委員・児童委員)

※見守り支援員:タブレット端末等を利用したオンライン通信により、支援が必要な高齢者等を対象に定期的な見守りを行う者を想定した町独自の名称。

## 6 委託業務の内容

(1) 見守り支援員による高齢者の孤立解消、見守り支援の充実

ア 高齢者等と定期的な通信を行う見守り支援員を配置し、タブレット端末等を利用した顔が見える状況での会話による高齢者の孤立解消や健康状態の確認、地域的情

報提供等を行う。

※見守り支援員の業務量として、孤独・孤立解消のため、被支援者一人当たり2週間に1回15分程度のコミュニケーションを図ることを想定している。

イ 見守り支援員として町民を新たに雇用し、見守り支援員となるべき人材を育成する。

※町民の雇用対象要件については、町と協議する。

## (2)フルリモート支援環境の構築及び機器等の貸出し

見守り支援対象者及び支援者(民生委員・児童委員及び見守り支援員)に対して遠隔操作端末(タブレットを想定)の配備・ネットワーク設定などの環境構築及び貸出しを行う。「デジタルデバイド」と思われる支援対象者がリモート支援を受けるためのネットワーク環境を整備し、できるだけ簡易な接続や通信により、デジタルに対する抵抗感の軽減と納得できるサービス実装を目指す。

ア 機器の設定、設置(貸出し)、保守

・支援者 6人予定(見守り支援員:1人、民生委員・児童委員:5人)

新規に雇用する見守り支援員は1人を想定しているが、6(1)アの業務量を基に複数名雇用することも可とする。ただし、複数名雇用する場合についても通信機器の確保や通信に係る費用等は、実施要領に記載する提案価格の上限の範囲内で行うこと。

・被支援者(高齢者等) 20人予定

・支援者、被支援者に各1台、計26台(見守り支援員を複数名雇用する場合はその人数に応じた台数)の機器貸出し

イ システム・機器の利用に関する支援と相談対応

## (3)フルリモートによる顔が見える高齢者等見守り支援の実証実験の実施

ア 実証実験の運営

・スケジュール表の作成

・関係資料(利用者への説明資料、操作マニュアル、事業周知資料等)の作成

・支援者から被支援者へのオンライン通信による見守りの実施

・民生委員・児童委員協議会への参加

※委託期間中、必要に応じて民生委員・児童委員が集まる協議会において、当該事業(システム)の周知や情報共有等を実施すること。

イ 今後の事業展開を見据えた提案や事業所等への説明、周知活動の実施

【町の構想案】

・実証実験は3年程の期間を考えている。

・支援者から被支援者(高齢者等)へのオンライン見守り及びフルリモートによるサービスの拡充を考えている。

・見守り支援員や民生委員・児童委員による支援者以外での支援者の拡充や支援するサービスを増やすことで被支援者への見守りやサービス向上を図ることを考えている。

ウ 事業検証

・当事業における雇用創出の効果や課題について。

・被支援者の見守り支援員による支援の受け入れ状況について。

・見守り支援員の導入による高齢者等見守りの効果や課題について。

・関係者(支援者及び被支援者)が、どの程度リモート支援を受け入れ、安心感を得られたか。

・従来の訪問型からリモート支援に転換した場合、どのような影響があるか。

・支援者の業務軽減・効率化に、どのような効果があるか。

・オンライン見守りを活用した今後の事業展開はどのようなものが考えられるか。

・その他、本事業実施における課題や問題点について。

## 7 実証実験実施期間

契約期間中、最低7か月間の実証実験を行うこと。実施時期は町と協議のうえ決定する。  
(実証実験開始前に支援者等に機器利用に関する説明を行うこと。)

## 8 成果品等

- (1) 事業検証に関する資料 (A4判カラー 1部)
- (2) 事業検証に関する資料のデータ (ワード、エクセル、パワーポイント形式)
- (3) 実績報告書 (A4判カラー 1部)
- (4) 実績報告書のデータ (ワード、エクセル、パワーポイント形式)
- (5) その他委託者が必要と認めるもの

※(1)、(2)はそれぞれ中間報告及び最終報告の2回分とする。

## 9 事業検証に関する資料及びデータの納品日

- (1) 中間報告  
令和8年10月末日
- (2) 最終報告  
令和9年3月5日(金)

※(1)、(2)ともに内容その他についての詳細は、委託者と協議のうえ決定する。

## 10 留意事項

- (1) 受託者は、本業務により知り得た個人情報や本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託の契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 本業務遂行にあたり、第三者の知的財産権、肖像権その他の権利を侵害してはならない。
- (3) 本業務委託の実施により作成された成果品及び資料等に対する一切の権利については、法令の規定により移転ができない権利を除き、本町に帰属させるものとする。
- (4) 受託者は本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本町の承諾を得た場合はその限りではない。
- (5) 受託者は、業務完了後に受託者自らの過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、本町の指示により、訂正、補足、その他の必要な措置を無償で行わなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について疑義がある場合は、本町と受託者の双方が協議・決定し、業務を遂行するものとする。